

## 「解雇の金銭解決制度」導入に断固として反対する決議

政府は、2018年6月12日、厚生労働省内に「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」（以下、「論点検討会」という。）を設置した。

論点検討会は、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点について議論し、整理を行う」（論点検討会開催要項）こととして設置されたものであるにもかかわらず、実際には、労働契約法に労働契約の終了原因として、労働者のみが行行使することのできる「解雇無効時の金銭救済請求権」を創設することを前提とした詳細な議論がなされている。

そもそも、現在の解雇法制において、解雇の金銭解決制度は不要である。

仮に労働者申立権に限定した制度とするにしても、制度の中において金額の算定方法や上下限を定めることになるのであるから、使用者に対して、いくら払えば労働者を解雇させることができるかということの予測可能性を与えることとなる。そのため、不当な解雇が誘発され、リストラの武器などとして利用される可能性が極めて高い。解雇の金銭解決制度の創設を容認すれば、雇用法制の根幹である解雇法制、特に解雇権濫用法理は、画餅に帰すことになってしまう。

くわえて、現在論点検討会において議論されている内容のような労働者側の申立権に限ったとしても、それがいずれ使用者側の申立権に拡大される可能性が極めて高い。論点検討会において意見を述べた使用者側弁護士は、「金銭解決の申立権を認め、使用者には金銭解決の申立権を認めないことは大きな問題」（第4回論点検討会資料6）と述べるなど、使用者側申立権が創設されることを望んでいるのである。そもそも労働者保護に資さない制度は不要であるし、今後の使用者申立権への拡大の足がかりを作らせることになる解雇の金銭解決制度の創設は、解雇法制を覆す恐れが高く、極めて危険である。

日本労働弁護団は、これまでに「解雇の金銭解決制度」の議論がなされるたびに、同制度に反対である旨の意見を表明し、また、これまでの日本労働弁護団全国総会でも同内容の意見を決議してきた。

論点検討会における議論が重ねられ、制度創設に向けた準備が進んでいる今、当弁護団は改めて、あらゆる労働者・労働団体と連帯して、同制度の創設に断固として反対することをここに宣言する。